第２節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法

第１　確定優先的更生債権（公租公課）

確定優先的更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表11―１乃至11―９「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載のとおりである。

寛一商店

債権者数：14名

総債権額：26,496,690円及び額未定

アサヒ調剤薬局

債権者数：７名

総債権額：28,706,752円及び額未定

ハヤシデラ

債権者数：５名

総債権額：19,515,737円及び額未定

ソフトリー

債権者数：２名

総債権額：8,983,480円及び額未定

共生商会

債権者数：４名

総債権額：8,549,432円及び額未定

ハーベリィ科学研究所

債権者数：６名

総債権額：14,660,502円及び額未定

ライフプランニング

債権者数：３名

総債権額：11,381,947円及び額未定

新潟医薬

債権者数：３名

総債権額：3,848,955円及び額未定

さくら調剤薬局

債権者数：３名

総債権額：5,308,098円及び額未定

第２　権利の変更及び納付方法

１　延滞金等の免除

別表11―１乃至11―９「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の優先的更生債権のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、当該更生計画認可決定日）までの延滞金等、及び、本更生計画認可決定日以降完納に至るまでの間に生じる延滞金等については、徴収権者の意見を聴いた上で、本更生計画認可決定日に、その全額の免除を受けるものとする。

２　納付方法

前記１による免除後の公租公課に係る優先的更生債権については、本更生計画認可決定日から３か月以内に、納付する。

第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

第１　寛一商店、アサヒ調剤薬局、ハヤシデラ及びソフトリー

１　確定一般更生債権

確定一般更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表12―１乃至12―４「一般更生債権弁済計画表」記載のとおりである。

寛一商店

債権者数：56名

総債権額：9,113,343,866円及び額未定

アサヒ調剤薬局

債権者数：31名

総債権額：2,893,789,498円及び額未定

ハヤシデラ

債権者数：21名

総債権額：608,322,216円及び額未定

ソフトリー

債権者数：20名

総債権額：1,232,072,118円及び額未定

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　更生手続開始決定後の利息の請求権等

前記１の確定一般更生債権のうち更生手続開始決定後の利息及び遅延損害金の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については、本更生計画認可決定日に全額免除を受ける。

⑵　元本等に係る権利の変更

前記１の確定一般更生債権のうち確定した更生債権の元本等について、債権者毎に以下のとおり権利の変更を行う。

ア　初回免除

元本等について、別表12―１乃至12―４「一般更生債権弁済計画表」記載の初回免除額欄記載の額について、本更生計画認可決定日に初回免除を受ける。初回免除の割合については、各元本等の20万円を超える部分に対して、それぞれ以下のとおりである。

寛一商店：82％

アサヒ調剤薬局：70％

ハヤシデラ：10％

ソフトリー：30％

イ　初回弁済

管財人は、元本等（ただし、上記アに定める初回免除を受ける前の金額）について、本更生計画認可決定日から３か月以内で管財人の指定する日に、以下のとおり、初回弁済を行う。

①　寛一商店

区分：債権額：権利変更の内容（弁済率）

１：20万円以下の部分：全額弁済

２：20万円を超える部分：3.5％に相当する額

②　アサヒ調剤薬局

区分：債権額：権利変更の内容（弁済率）

１：20万円以下の部分：全額弁済

２：20万円を超える部分：20％に相当する額

③　ハヤシデラ

区分：債権額：権利変更の内容（弁済率）

１：20万円以下の部分：全額弁済

２：20万円を超える部分：78％に相当する額

④　ソフトリー

区分：債権額：権利変更の内容（弁済率）

１：20万円以下の部分：全額弁済

２：20万円を超える部分：45％に相当する額

ウ　最終弁済

管財人は、換価対象資産を換価回収した弁済原資から、共益債権の支払を含む更生手続及び清算手続の遂行に必要と見込まれる一切の費用を控除した後に余剰金があることを前提として、当該余剰金の金額を弁済原資として、換価回収終了日から３か月以内で管財人が指定する日に、以下のとおり最終弁済を実施する。

①寛一商店の更生手続に係る一般更生債権について、最終弁済に係る弁済原資を元本等の20万円を超える部分で按分する方法により、最終弁済を実施する。ただし、その弁済原資は、本吸収合併前から寛一商店が有していた換価対象資産を換価回収して得たものとする。なお、最終弁済の実施にあたっては、各子会社が寛一商店に対して有する一般更生債権が本吸収合併後消滅しないものとみなし、下記②の定めに従い、各子会社に対する最終弁済を、各子会社による最終弁済に係る弁済原資に加算するものとする。

②子会社の更生手続に係る一般更生債権について、本吸収合併に伴って寛一商店に承継されるものの、子会社毎に、最終弁済に係る弁済原資を元本等の20万円を超える部分で按分する方法により、最終弁済を実施する。ただし、これらの弁済原資は、本吸収合併前に子会社が有していた換価対象資産